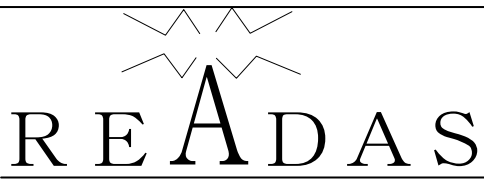


第 5540 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 8月29日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 景品表示法に係る課徴金

Q：不当景品類及び不当表示防止法が改正になり、不当表示違反をした場合、課徴金が課せられることになったそうですが、この課徴金は税務上、どのように取り扱われますか？

A：損金算入することができません。

【解説】

不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)では、①優良誤認表示、②有利誤認表示、③その他誤認されるおそれのある表示の3種類の不当表示を規定しており、これに違反した事業者には「措置命令」、違反のおそれのある事業者には「指導」を消費者庁や都道府県知事が行うこととなっています。

この取扱いが平成28年4月1日以後、一部改正され、この制度に加えて「課徴金制度」が導入されることとなりました。

つまり、「措置命令」の後に弁明の機会が付与され、その弁明が認められない場合には課徴金を納付しなければならないとされたのです。

ところで、この課徴金の取扱いですが、法人税法では、罰金及び料率並びに過料、国民生活安定緊急措置法の規定による課徴金及び延滞金等は損金算入できないとされていますが、平成27年度の税制改正で、この景品表示法の規定による課徴金及び延滞金もこれに追加されることとなりましたので、お尋ねの課徴金は損金の額に算入することは認められません。

